

令和6年度 第3回大野市使用料等見直し検討委員会 次第

日時：令和6年10月4日（金）

午後6時30分から

場所：市役所 大会議室

1 開会

2 委員長あいさつ

3 議題

(1) 使用料等の設定基準（案）について

(2) 減免制度について

(3) 土地・建物貸付料の見直し（案）について

4 その他

5 閉会

使用料・手数料にかかる受益者負担の算定基準

(案)

赤文字になっている部分が前回からの変更箇所です

令和6年●月 大野市

目次

第1 基本的な考え方

- 1 本基準について
- 2 使用料・手数料の設定における基本方針
- 3 対象施設及び対象手数料

第2 使用料の算定

- 1 使用料の積算
- 2 使用料の算定方法

第3 手数料の算定

- 1 手数料の積算

第4 使用料・手数料の減免制度

- 1 使用料の減額・免除基準
- 2 手数料の免除基準

第5 その他

- 1 激変緩和措置
- 2 料金設定時の端数の取扱い
- 3 指定管理者制度導入施設等における使用料の考え方
- 4 定期的な使用料等の見直し

第1 基本的な考え方

1 本基準について

市は、著しい社会情勢の変化や厳しい財政状況の中にあっても、市民の福祉の向上のため、市政運営の効率化を図るとともに、時代に即した良質な公共サービスを提供する必要があります。

公共サービスに係る料金については、地方自治法第225条及び227条に基づき、条例で使用料・手数料の額を定め、利用する市民と利用しない市民との間に不均衡が生じないよう、公共サービスの対価として利用者負担を求めています。

本市では、大野市公共施設等総合管理計画において、施設の管理に関する取組方針を定めており、施設使用料について、「トータルコストを考慮した上で受益と負担のバランスが保たれているかを検証し、見直しを図る」としてしています。今回、利用者負担の適正化を図るうえで、手数料についても見直しの対象として設定基準を設け、適正な使用料・手数料を設定することを目的とします。

なお、今後も本基準に基づき、定期的な見直しを進め、より効率的で持続可能な公共サービスの提供を可能とするよう図っていきます。

2 使用料・手数料の設定における基本方針

公共サービスの提供原価に対して、利用者の負担割合を決定した上で定めるものとします。また、使用料（越前大野城設置条例等に規定する入館料及び大野市文化芸術交流施設設置条例に規定する観覧料を含む、以下同じ）・手数料の新規設定については本基準に基づいて算出し、最終的には他市類似施設の料金、機能、規模等を比較し、決定するものとします。

なお、利用者が適正な料金で利用できることが望ましいため、コスト削減や利用促進を図っていくことを前提とします。

入館料等も含んでいるため、追記

3 対象施設及び対象手数料

本基準の対象施設は、条例で使用料の額が定められている施設のうち、廃止を予定しているもの及び審議会等でその使用料の額について審議されているものを除いた、別表1に示す施設とします。

また、対象手数料については、条例でその額が定められている手数料のうち、サービス提供の統一的な取扱いを図らなければならないために全国的に利用者負担の基準が定められているもの（※参考例）及びこの基準になじまないものを除いた、別表2に示す手数料とします。

<※参考例>「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」に全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして定められている事務

- ・戸籍法の規定に基づく戸籍謄本・抄本等の交付
- ・消防法関連（危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の完成検査に関する事務など）
- ・道路運送車両法の規定に基づく臨時運行の許可に関する事務 など

第2 使用料の算定

構成を原価⇒負担割合の順に変更

1 使用料の積算

使用料の積算は次に掲げるとおりとします。

$$\text{使用料} = \text{原価（1件あたり）} \times \text{負担割合}$$

(1) 原価の内訳

利用者に使用料の負担を求めるためには、算定の基礎となる原価を的確に把握する必要があります。原価に算入する費用は大きく分けて「人にかかる費用」と「物にかかる費用」の2つがあり、それぞれの費用内訳は次に掲げるとおりです。

表1 使用料の原価

人にかかる費用	人件費	報酬	職員（会計年度任用職員を含む）の就労に対する対価として要する経費
		給料	
		共済費	
		職員手当等	
物にかかる費用	物件費	消耗品費	サービス提供や施設を維持管理するための経費や施設の修繕等に要する経費 ※予約システムやPCにかかる経費も算入する ※備品購入費については減価償却費分を算入する（購入価格÷耐用年数） ※修繕料については100万円以上の大規模修繕を含まない ※建設費については、減価償却費分（定額法）を算入する
		燃料費	
		印刷製本費	
		光熱水費	
		通信運搬費	
		手数料	
		各種保険料	
		委託料	
		使用料及び賃借料	
		修繕料	
		備品購入費	
		建設費	

原価は税抜きで算定することとした

(2) 原価の算定方法

原価を算定する基礎数値は、過去3年間の平均値とします。ただし、施設の一時的な閉鎖等特別な理由がある場合にはこの限りではありません。なお、原価は税抜きで算定するものとします。

ア 人件費の算定

サービスの提供および施設の維持管理業務に従事する職員数（直営施設及び指定管理の場合の施設所管課担当者を含む）で算定するものとし、1人の職員が原価に算定しない他の業務などにも従事する場合は、年間勤務時間に対するサービスの提供に要した時間の割合で算定します。（小数点第1位まで）

例：正職員 1.5 人分と会計年度任用職員 1 名分

イ 物件費の算定

サービスの提供および施設の維持管理にかかる人件費以外の経費を算入しますが、事務所及びトイレ等の共用部分に要する費用についても原価として算入するものとします。ただし、以下の費用については算入しないものとします。

○土地の取得に要した費用

○災害等の特殊事情により一時的・臨時的に要した費用

○イベントに要した費用など特定の受益者にのみ発生した費用

表を削除し、説明文を追加した

(3) 負担割合（受益に応じた負担割合）

施設の分類については、大野市公共施設等総合管理計画（大野市公共施設再編計画編）において、「必需的公共的施設」、「準必需的公共的施設」、「選択的市場的施設」の3つに分類されていますが、使用料の算定においては、サービスの性質によって細分化し、受益者と市（公費）の受益者負担割合を設定します。

サービスの性質（公共性の強弱）は、「市場性（3段階）」と「必需性（3段階）」の2つの視点により9段階に区分します。

表2 負担割合区分

非市場的	A	A-3	A-2	A-1
		受益者負担割合	受益者負担割合	受益者負担割合
		50%	25%	0%
中間的	B	B-3	B-2	B-1
		受益者負担割合	受益者負担割合	受益者負担割合
		75%	50%	25%
市場的	C	C-3	C-2	C-1
		受益者負担割合	受益者負担割合	受益者負担割合
		100%	75%	50%
		3	2	1
		選択的	準必需的	必需的

中間的⇒準必需的に用語変更

市場性、必需性による考え方は次のとおりです。

表3 市場性

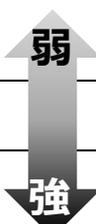
区分		市場性の強弱	性質
A	非市場的		<ul style="list-style-type: none"> ・民間に同種や類似するサービスの提供事例がない施設 ・収益性がない（極めて低い）ため、民間による提供が困難な施設
B	中間的		<ul style="list-style-type: none"> ・収益性が一定程度あり、民間事業者による提供が期待できる施設
C	市場的		<ul style="list-style-type: none"> ・民間に同種や類似するサービスを提供している事例がある施設 ・収益性が高く、すでに行政と民間の競合が成り立っている施設

表4 必需性

区分	3	2	1
	選択的	準必需的	必需的
必需性の強弱			
性質	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活を便利で快適なものにするため、個人の価値観や嗜好により選択的に利用する施設 ・主に個人が趣味やレクリエーションの場として利用する施設 	<ul style="list-style-type: none"> ・一定の公共性のもと、特定の利用者に利便を図る施設 	<ul style="list-style-type: none"> ・世代と関係なく、広く市民に必要とされる施設 ・ライフステージに応じて、ほとんどの市民に必要とされる施設 ・安心、安全な社会を形成するため、必要となる知識や教養を普及啓発するための施設

(4) 各施設の負担割合区分

「別表1 施設及び負担割合一覧」に示す負担割合とします。

(5) 市外料金の設定（負担割合区分対象外）

市外料金は、本市の市民が優先的にその恩恵を受けるべき場合において導入できるものとします。

(6) 目的外（営利目的等）の利用にかかる使用料の設定（負担割合区分対象外）

施設の設置目的に沿わない目的外利用における料金は、民間の類似施設や近隣市の類似施設との均衡を考慮して設定するものとします。

(7) 利用時間帯による使用料の設定

原則として1時間あたりの料金設定としますが、特別な理由があり、昼間・夜間、平日・祝祭日などの利用時間帯等による料金格差を設定する場合は、受益者負担割合に適合する範囲内で適切に設定するものとします。

(8) 冷暖房使用料の設定

冷暖房は利用者の意向により使用され、季節により使用の有無があるため、冷暖房使用料を別途設定できるものとし、この場合は使用料算定の際の原価から冷暖房使用にかかる経費を除いて算定するものとします。

消費税分の考え方について追記

(9) 消費税及び地方消費税との関係について

国からの通知では、消費税率が引き上げとなる場合は、消費税及び地方消費税が円滑かつ適正に転嫁されるよう、公の施設の使用料を改定することが望ましいとされています。(平成31年4月18日総務省通知)。原価の算出は税抜きで行うこととしますが、使用料の算定時には税率を踏まえ、消費税相当額を含んだ料金となるようにします。

2 使用料等の算定方法

消費税分の計算を追記

(1) 1室あたりの原価から使用料を算定する【貸館など】

- ① 1㎡あたりの年間原価 = 施設全体の原価 ÷ 貸出面積の合計
- ② 1㎡あたりの時間原価 = ① 1㎡あたりの年間原価 ÷ 年間開館時間
- ③ 1室あたりの原価 = ② 1㎡あたりの時間原価 × 面積 × 利用時間
- ④ 1室あたりの使用料 = ③ 1室あたりの原価 × 施設の負担割合 × 消費税相当額

【具体例】以下のような施設において会議室 A を 1 時間利用する場合の使用料

	会議室 A	会議室 B	事務所	トイレ・廊下 等共用部	延床面積
面積 (㎡)	200	100	50	50	400

※施設全体の年間原価：2,000,000 円

※年間開館時間：2,000 時間

※施設負担割合：50%

※貸出面積の合計（共用部含む）：400 ㎡

- ① 1㎡あたりの年間原価 = 2,000,000 円 ÷ 400 ㎡ = 5,000 円
- ② 1㎡あたりの時間原価 = 5,000 円 ÷ 2,000 時間 = 2.5 円
- ③ 1室あたりの原価 = 2.5 円 × 200 ㎡ × 1 時間 = 500 円
- ④ 1室あたりの使用料 = 500 円 × 50% × 1.1(消費税分) = 275 円 ≒ 300 円

(2) 1人あたりの原価から使用料を算定する【個人利用施設など】

- ① 1人あたりの年間原価 = 原価 ÷ 年間目標利用者数
- ② 1人あたりの使用料 = ① 1人あたりの年間原価 × 負担割合 × 消費税相当額

【具体例】博物館等（個人利用施設）の使用料

※施設全体の年間原価：2,500,000 円

※年間目標利用者数：2,000 人

※施設負担割合：50%

- ① 1人あたりの年間原価 = 2,500,000 円 ÷ 2,000 人 = 1,250 円
- ② 1人あたりの使用料 = 1,250 円 × 50% × 1.1(消費税分) = 687 円 ≒ 700 円

第3 手数料の算定

1 手数料の積算

手数料の積算は次に掲げるとおりとします。

$$\text{手数料} = \text{原価（1件あたり）} \times \text{負担割合（原則 100\%）}$$

(1) 原価の内訳

原価に算入する費用は「人にかかる費用」と「物にかかる費用」の2つであり、それぞれの費用内訳は次に掲げるとおりです。

表5 手数料の原価

人にかかる費用	人件費	報酬	当該サービス提供に専ら要した人にかかる経費 時間単価×1件当たりの平均処理時間 平均処理時間は受付～調査～処理～交付までの時間の 平均値
		給料	
		共済費	
		職員手当等	
物にかかる費用	物件費	消耗品費	サービス提供するために要した経費 時間単価×1件当たりの平均処理時間 ※各種システムやPCにかかる経費も算入する
		印刷製本費	
		光熱水費	
		通信運搬費	
		委託料	
		使用料及び賃借料	

※上記以外にも役務を提供するために必要なものがあれば経費の対象とします。

※原価を算定する基礎数値は、過去3年間の平均値とします。前年度の決算額⇒過去3年間の平均

※原価は税抜きで算定します。

原価は税抜きで算定することとした

(2) 負担割合

手数料は「特定の者のためにするもの」であることから、受益者がその役務の提供に要した経費全額を負担することを原則とします。ただし、政策的な配慮や近隣市での類似の手数料との均衡を考慮し、サービスごとに負担割合を設定できるものとします。

原則を明記し、変動範囲を削除

(3) 消費税及び地方消費税との関係について

手数料の算定時には税率を踏まえ、消費税相当額を含んだ料金となるようにします。ただし、非課税の手数料についてはこの調整を行わないこととします。

消費税分の考え方について追記

【具体例】証明書等の発行手数料

※年間原価：2,000,000 円

(当該サービスに関する人件費 1,500,000 円、物件費 500,000 円)

① 1日あたりの原価 = 2,000,000 円 ÷ 250 日 = 8,000 円

② 1時間あたりの原価 = ① ÷ 8 時間 = 1,000 円

③ 1分あたりの原価 = ② ÷ 60 分 = 16.6 円

④ 1件あたりの平均処理時間 30 分 (受付 5 分、調査 20 分、処理・発行 5 分)

③ × 30 分 = 498 円【非課税】

※課税手数料の場合、これに 1.1 (消費税分) を乗じる

消費税分の計算を追記

第4 使用料・手数料の減免制度

1 使用料等の減額・免除基準

減額・免除制度は、教育文化の振興や社会的弱者への配慮といった政策的特例措置であるため、受益と負担の公平を十分に考慮し、公共性の度合いや負担能力等から真にやむを得ないものに限定していきます。

表6 現在の減免区分

区 分		減額率
①	市又は大野・勝山地区広域行政事務組合が主催又は共催する事業等に使用するとき	100%免除
②	市又は大野・勝山地区広域行政事務組合が設置する委員会又は附属機関がその目的のために主催する事業に使用するとき	100%免除
③	市長が別に定める公共的団体がその目的のために施設を使用するとき	100%免除
④	高校生以下の者が使用するときであって、別に定めがない場合	75%減額
⑤	国又は他の地方公共団体が主催する事業等に使用するとき	50%減額
⑥	市長が別に定める公共的団体がその目的のために施設を使用するとき	50%減額

※営利を目的として利用する場合は①から⑥までの規定は適用しません。

具体的には、③及び⑥について真に必要な団体のみとなるよう、段階的に縮小していくとともに、④については市内在住の高校生以下に限定するものとします。

減免の方向性について追記

2 手数料の免除基準

受益者負担の原則という観点から、免除規定については特例的な措置であることを十分認識し、真にやむを得ないものに限定していくこととします。

適用にあたっては、公務に関わるもの、市民の多くがやむを得ないと判断される場合に限り手数料を免除できるものとしします。

第5 その他

1 激変緩和措置

使用料・手数料の改定は市民生活に直結しており、急激な負担増加は避けなければなりません。現行の使用料・手数料の額の1.3倍を改定上限とし、定期的な検証結果を踏まえて段階的に見直しを実施することとします。ただし、算定した使用料等の額が近隣市の類似施設と比較して均衡がとれない場合や、端数処理の際に上限を超えてしまう場合についてはこの限りではありません。

また、見直しの結果、現行の使用料・手数料より低額となる場合で、改定により民業を圧迫する恐れがあるときなどは、現行使用料等の額に据え置くことも可能とします。

2 料金設定時の端数の取扱い

サービス利用者の利便性及び窓口の事務効率性を考慮し、料金の単位は原則として50円単位とし、算定の結果50円未満の端数が生じた場合は50円に、50円を超えて99円までの端数が生じた場合は100円単位に切り上げることとします。

3 指定管理者制度導入施設等における使用料の考え方

指定管理者制度を導入している施設においては、本基準により見直しを行うのは「条例に規定する利用料金の上限額」となります。そのため、見直しにあたっては指定管理期間や指定管理料への影響を考慮し、指定管理者と協議を行うこととします。

なお、指定管理者制度導入施設の原価は、次の2つを合算したものとします。

(ア) 指定管理者が施設の管理運営のために支出する費用

人件費、物件費等の合計

※発生する収入が指定管理者に帰属する自主事業分を除く

(イ) 市が支出する費用

施設担当職員の人件費

当該施設にかかる物件費（指定管理料を除く）

4 定期的な使用料等の見直し

刻々と変化する社会情勢、利用者ニーズや施設の維持管理に要する費用の変化等を的確に把握し、現行の料金が適正か否かの見直しを、原則5年ごとに行うこととします。ただし、急激な経済環境の変化により、早急な見直しが必要な時はこの限りではありません。

別表1 施設及び負担割合一覧

条例	施設名	設備	負担割合 区分	管理体制
大野市和泉情報通信施設の設置及び管理運営に関する条例	和泉情報通信施設	ケーブルテレビ	B-1	直営
大野市庁舎市民ホールの利用に関する条例	庁舎市民ホール	ホール	B-3	直営
多田記念大野有終会館設置条例	多田記念大野有終会館	会議室・多目的ホール	B-3	直営
大野市公民館設置条例	9公民館	洋室・和室・料理教室・音楽室等	A-2	直営
大野市ふるさと自然の家設置条例	大野市ふるさと自然の家	会議室・木工室・多目的室	B-2	直営
大野市和泉地域交流センター設置条例	和泉地域交流センター	会議室・ホール・調理室	B-2	直営
大野市文化芸術交流施設設置条例	COCONO アートプレイス	展示施設等	C-3	直営
大野市営葬斎場設置及び管理条例	大野市営葬斎場	火葬場	B-1	直営
大野市健康保養施設設置条例	あつ宝んど	温浴施設	C-3	指定管理
大野市体育施設設置条例	真名川憩いの島	グラウンド・広場・野球場等	B-2	指定管理
	明治公園テニスコート		B-2	直営
	大野市ゲートボール場		B-2	指定管理
	奥越ふれあい公園多目的広場照明設備	照明設備	C-3	直営
大野市エキサイト広場総合体育施設設置条例	エキサイト広場総合体育施設	体育館・相撲場・剣道場等	B-2	直営
大野市上大納スポーツランド設置条例	DAINOU スポーツランド	クロスカントリーコース	B-2	直営

負担区分変更

大野市B & G海洋センター設置条例	B & G海洋センター	体育館・プール・トレーニングルーム	B-2	直営
大野市立学校体育施設の開放に関する条例	小中学校	体育館・運動場	B-2	直営
大野市都市公園条例	都市公園	占用の場合	C-3	直営
本願清水イトヨの里設置条例	本願清水イトヨの里	展示施設	A-2	直営
大野市水に関する学習研究施設設置条例	越前おおの水のがっこう	研究施設	A-1	直営
大野市職業訓練センター設置条例	職業訓練センター	会議室・研修室	B-3	直営
大野市道の駅九頭竜設置条例	和泉ふれあい会館	ホール・会議室	C-3	指定管理
	観光物産展示センター	コインロッカー	C-3	指定管理
大野市道の駅越前おおの荒島の郷設置条例	道の駅越前おおの荒島の郷	文化伝承室・RVパーク	C-3	指定管理
大野勤労者体育施設設置条例	サン・スポーツランド	テニスコート・グラウンド	C-3	直営
大野市ファミリーリゾート休養施設設置条例	うらら館	温浴施設	C-3	直営
大野市麻那姫湖青少年旅行村設置条例	麻那姫湖青少年旅行村	バンガロー・テントサイト等	C-3	指定管理
大野市まちなか観光拠点施設設置条例	平成大野屋	多目的ホール等	C-3	指定管理
大野市九頭竜保養の里設置条例	フレール和泉	宿泊施設	C-3	指定管理
	平成の湯	温浴施設	C-3	直営
大野市国民休養地設置条例	パークホテル九頭竜	宿泊施設	C-3	指定管理
	九頭竜スキー場	スキー場	C-3	指定管理
大野市和泉前坂家族旅行村設置条例	和泉前坂家族旅行村	キャンプ場	C-3	指定管理
越前おおの結ステーション設置条例	越前おおの結楽座	販売スペース	C-3	指定管理
大野市城下町東広場設置条例	城下町東広場	交流スペース	C-3	直営
大野市化石発掘体験センター設置条例	化石発掘体験場	化石発掘体験	B-2	直営

越前大野城設置条例	越前大野城	展示施設	B-2	直営
武家屋敷旧内山家設置条例	武家屋敷旧内山家	展示施設	B-2	直営
武家屋敷旧田村家設置条例	武家屋敷旧田村家	展示施設	B-2	直営
和泉郷土資料館設置条例	和泉郷土資料館	展示施設	B-2	直営
大野市中山間地域農村活性化施設設置条例	スターランドさかだに	会議室等	C-3	直営
大野市特用林産物生産・加工施設設置条例	特用林産物生産・加工施設	生産加工施設	C-3	指定管理
大野市立学校施設の利用に関する条例	市立学校施設	教室・特別教室	B-2	直営
大野市青少年教育センター設置条例	青少年教育センター	体育館・研修室	B-2	直営
大野市生涯学習センター設置条例	生涯学習センター	団体室	B-2	直営
大野市自然体験活動施設設置条例	六呂師自然楽舎	体育館・運動場	B-2	直営
大野市博物館設置条例	歴史博物館	展示施設	A-2	直営
	民俗資料館	展示施設	A-2	直営
大野市児童館設置条例	5 児童センター	洋室・和室	A-3	直営

負担区分変更

別表2 手数料一覧

条例	種別
大野市手数料条例	住民票等の発行手数料
	住民票等の閲覧手数料
	公文書等の謄写手数料
大野市債権管理条例	督促手数料
大野市税賦課徴収条例	督促手数料
大野市介護保険条例	督促手数料
大野市後期高齢者医療に関する条例	督促手数料
大野市休日急患診療所設置及び管理に関する条例	診断書・証明書交付手数料
大野市和泉診療所設置条例	診断書・証明書交付手数料
大野市狂犬病の予防に関する条例	犬の登録手数料
	犬の鑑札の再交付手数料
	狂犬病予防注射済票交付手数料
	狂犬病予防注射済票再交付手数料
大野市屋外広告物条例	広告物の許可手数料
大野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	一般廃棄物処理業許可及び更新申請手数料
	浄化槽清掃業許可及び更新申請手数料
	し尿くみ取手数料
	し尿及び浄化槽汚泥処理手数料
大野市公共下水道条例	排水設備指定工事店指定手数料
大野市水道給水条例	指定給水装置工事事業者指定手数料
	設計審査手数料
	工事検査手数料
	再開栓手数料
	材料検査手数料
	各種証明書交付手数料
大野市六呂師堆肥センター設置条例	一般廃棄物及び有機物資源処理手数料
大野市消防手数料条例	各種証明書の交付手数料

督促手数料を追加

対象手数料を追加

対象手数料を追加

使用料改定案一覧

No	施設名	設備	変動率	激変緩和	変更前→変更後	管理体制
1	越前おおの水のがっこう	研究施設	0%		研究施設のため無料	直営
2	和泉情報通信施設	ケーブルテレビ	0%		運営形態が変わったため、維持管理経費の動向を見る	直営
3	大野市営葬斎場	葬斎場使用料	0%	ただし書き	隣接する勝山市・福井市と均衡を図り、施設再整備の際に検討する	直営
4	庁舎市民ホール	ホール	12%↘		全面 905円→800円 ※市民は無料	直営
5	5児童センター	洋室・和室	20%↘		洋室小 78円→100円 洋室中 190円→150円 洋室大 380円→300円 ※変更前は1hあたり平均額	直営
6	各地区公民館	洋室・和室・料理教室・音楽室等	10%↘		洋室小 66円→50円 洋室中 161円→100円 体育館 322円→400円 ※変更前は1hあたり平均額	直営
7	大野市ふるさと自然の家	会議室・木工室・多目的室	44%↘		会議室 200円→50円 木工室 69円→50円 ※変更前は1hあたり平均額	直営
8	和泉地域交流センター	会議室・ホール・調理室	3%↗		ホール 80円→150円 会議室 240円→150円	直営
9	市立学校施設（めいりん）	教室・特別教室	25%↗	1.3上限	学校教室 78円→200円 めいりん講堂 1724円→2250円 コンピュータ室 506円→600円 陶芸室 161円→200円 ※変更前は1hあたり平均額	直営
10	生涯学習センター	団体室	24%↘	ただし書き	団体室 66円→50円 ※変更前は1hあたり平均額	直営
11	多田記念大野有終会館	会議室・多目的ホール	23%↗	1.3上限	201・2号室 390円→500円 302号室 719円→800円 305・6号室 1550円→1500円 多目的ホール 1803円→2100円 （体育利用）673円→800円 ※変更前は1hあたり平均額	直営
12	真名川憩いの島	グラウンド・広場・野球場等	32%↗	1.3上限	サッカー場 300円→400円 照明設備 1500円→2000円 マレットゴルフ（1日）200円→300円 ※変更前は1hあたり平均額	指定管理
	明治公園テニスコート	テニスコート	41%↗	1.3上限	1コート 283円→400円 ※近隣施設との均衡 ※個人利用区分を廃止	直営
	大野市ゲートボール場	ゲートボール場	0%	ただし書き	据え置き（400円）※近隣との均衡	指定管理
13	エキサイト広場総合体育施設	体育館・相撲場・剣道場等	187%↗	ただし書き	体育館全 602円→1800円 体育館半 451円→900円 個人利用 75円→100円 相撲場 229円→350円 剣道場 274円→600円 ※変更前は1hあたり平均額	直営
14	DAINOUSポーツランド	クロスカントリーコース	50%↗	ただし書き	個人利用（冬）444円→500円 個人利用（冬、学生）222円→250円 大会使用 20,000円→32,000円 ※シーズン券を新設 一般12,000円	直営
15	B & G 海洋センター	体育館・プール・トレーニングルーム等	61%↗	ただし書き	体育館全 450円→600円 体育館半 267円→300円 ※変更前は1hあたり平均額 プール中学生以下 50円→100円 プール一般 100円→200円 ※プールは時間差あり	直営
16	学校体育施設	体育館・運動場	30%↗	1.3上限 一部新設	富田・小山・飯谷 体育館全 280円→400円 体育館半 140円→200円 その他 体育館全 280円→600円 体育館半 140円→300円 運動場全 180円→200円 運動場半 90円→100円 ※変更前は1hあたり平均額	直営
17	奥越ふれあい公園多目的広場照明設備	照明設備	33%↗	1.3上限	1500円→2000円	直営
18	サン・スポーツランド	テニスコート・グラウンド	20%↗	1.3上限	グラウンド 800円→1050円 テニスコートは400円で据え置き	直営
19	青少年教育センター	体育館・研修室	15%↗	ただし書き	体育館全 353円→600円 体育館半 209円→300円 研修室 353円→200円 和室 209円→200円 ※変更前は1hあたり平均額	直営

使用料改定案一覧

No	施設名	設備	変動率	激変緩和	変更前→変更後	管理体制
20	化石発掘体験センター	化石発掘体験	35%↑	1.3上限	中学生以下 510円→700円 高校生 820円→1100円 一般 1020円→1350円	直営
21	本願清水イトヨの里	展示施設	30%↑	1.3上限	個人 300円→400円 団体 150円→200円 小人無料は変わらず	直営
22	越前大野城	展示施設	34%↑	1.3上限	大人 300円→400円 団体 150円→200円 小人 無料	直営
23	武家屋敷旧内山家	展示施設	31%↑	1.3上限	大人 300円→400円 団体 150円→200円 小人 無料	直営
24	武家屋敷旧田村家	展示施設	31%↑	1.3上限	大人 300円→400円 団体 150円→200円 小人 無料	直営
25	和泉郷土資料館	展示施設	31%↑	1.3上限	大人 300円→400円 団体 150円→200円 小人 無料	直営
26	六呂師自然楽舎	体育館・運動場	20%↑	一部 1.3上限	体育館全 280円→250円 体育館半 140円→150円 運動場全 240円→350円 運動場半 120円→200円 ※変更前は1hあたり平均額	直営
27	歴史博物館	展示施設	31%↑	1.3上限	大人 300円→400円 団体 150円→200円 小人 無料	直営
	民俗資料館	展示施設	31%↑	1.3上限	大人 300円→400円 団体 150円→200円 小人 無料	直営
28	COCONOアートプレイス	展示施設等	31%↑	1.3上限	大人 300円→400円 団体 150円→200円 小人 無料	直営
29	職業訓練センター	会議室・研修室	25%↑	1.3上限	会議室 176円→250円 教室 144円→200円 パソコン室144円→250円	直営
30	都市公園	占用の場合	0%	ただし書き	他市との均衡を考え、据え置き	直営
31	和泉ふれあい会館	ホール・会議室	5%↑	1.3上限	ホール 400円→550円 小会議室 100円→150円 機器使用は据え置き	指定管理
	観光物産展示センター	コインロッカー	0%	ただし書き	300円で据え置き	指定管理
32	道の駅越前おおの荒島の郷	文化伝承室・RVパーク	0%		開駅から間もないため据え置き	指定管理
33	麻那姫湖青少年旅行村	バンガロー・テントサイト等	10%↑	入材料のみ 1.3上限	入材料 普通車 1000円→1300円 中型車 1500円→1950円 大型車 2000円→2600円 バンガロー、テントサイト、バーベキュー炉は据え置き	指定管理
34	平成大野屋	多目的ホール等	34%↑	1.3上限	ファクトリーブティック1区画 111円→150円 多目的ホール 689円→900円 体験コーナー 356円→500円	指定管理
35	フレアール和泉	宿泊施設	8%↑	1.3上限	大人 7000円→9100円 小人 4900円→6400円 幼児 2400円→3150円 ※特別室は据え置き ※広間、宴会場、会議室は端数処理のみ	指定管理
	平成の湯	温浴施設	33%↑	1.3上限	中学生以上 600円→800円 65歳以上 500円→650円 こども 300円→400円	指定管理
36	あっ宝んど	温浴施設	38%↑	1.3上限	温浴施設 中学生以上 600円→800円 65歳以上 500円→650円 こども 300円→400円 ※プールも同額	指定管理
37	うらら館	温浴施設	33%↑	1.3上限	中学生以上 600円→800円 65歳以上 500円→650円 こども 300円→400円 研修室_昼 1000円→1300円 研修室_夜 1200円→1600円	直営
38	パークホテル九頭竜	宿泊施設	0%		譲渡予定のため据え置き	指定管理
	九頭竜スキー場	スキー場	0%		譲渡予定のため据え置き	指定管理

使用料改定案一覧

No	施設名	設備	変動率	激変緩和	変更前→変更後	管理体制
39	和泉前坂家族旅行村	キャンプ場	30%↑	1.3上限	キャンプ場 3500円→4550円 オートキャンプ場 5500円→7150円 ログケビン 8000円→10400円	指定管理
40	越前おおの結楽座	販売スペース	51%↑	1.3上限	固定式物産販売所 111円→150円 物品販売スペース 20円→50円 ※変更前は1hあたり平均額	指定管理
41	城下町東広場	交流スペース	23%↑		交流スペース 689円→850円	直営
42	スターランドさかだに	会議室等	0%		譲渡予定のため据え置き	直営
43	特用林産物生産・加工施設	生産加工施設	20%↑	1.3上限	各種部屋 500円→650円、500円 ※一般貸出は行っていない	指定管理

※指定管理者が管理する施設について、変更後の額は条例で規定する上限額となるため、実際の利用料金とは異なる場合があります。

手数料改定案一覧

No	条例	手続名	激変緩和	変動率	変更前→変更後
1	大野市手数料条例	住民票等の発行手数料【非課税】		0%	300円で据え置き（算定結果）
		住民票等の閲覧手数料【非課税】		0%	300円で据え置き（算定結果）
		公文書等の謄写手数料【非課税】		0%	300円で据え置き（算定結果）
2	大野市債権管理条例	督促手数料【非課税】	ただし書き	300%↗	50円→200円（算定結果及び他市との比較）
3	大野市税賦課徴収条例	督促手数料【非課税】	ただし書き	300%↗	50円→200円（算定結果及び他市との比較）
4	大野市介護保険条例	督促手数料【非課税】	ただし書き	300%↗	50円→200円（算定結果及び他市との比較）
5	大野市後期高齢者医療に関する条例	督促手数料【非課税】	ただし書き	300%↗	50円→200円（算定結果及び他市との比較）
6	大野市休日急患診療所設置及び管理に関する条例	診断書・証明書交付手数料【非課税】		17%↗	死亡診断書 3200円→4200円 一般診断書 1600円→2100円 死体検案書 10700円→13950円 生命保険用診断書 5700円→6500円
7	大野市和泉診療所設置条例	診断書・証明書交付手数料【非課税】		17%↗	死亡診断書 3200円→4200円 一般診断書 1600円→2100円 死体検案書 10700円→13950円 生命保険用診断書 5700円→6500円
8	大野市狂犬病の予防に関する条例	犬の登録手数料【非課税】	ただし書き	0%	他市との均衡を図るため据え置き（3000円）
		犬の鑑札の再交付手数料【非課税】	ただし書き	0%	他市との均衡を図るため据え置き（1600円）
		狂犬病予防注射済票交付手数料【非課税】	ただし書き	0%	他市との均衡を図るため据え置き（550円）
		狂犬病予防注射済票再交付手数料【非課税】	ただし書き	0%	他市との均衡を図るため据え置き（340円）
9	大野市屋外広告物条例	広告物の許可手数料【非課税】	ただし書き	0%	他市との均衡を図るため据え置き（50～880円）
10	大野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	一般廃棄物処理業許可及び更新申請手数料【非課税】	ただし書き	0%	他市との均衡を図るため据え置き（10000円）
		一般廃棄物処理業変更許可申請手数料【非課税】	ただし書き	0%	他市との均衡を図るため据え置き（5000円）
		浄化槽清掃業許可及び更新申請手数料【非課税】	ただし書き	0%	他市との均衡を図るため据え置き（10000円）
		許可証の再交付申請手数料【非課税】	ただし書き	0%	他市との均衡を図るため据え置き（3000円）
		し尿くみ取手数料	ただし書き	0%	他市との均衡を図るため据え置き（170円／20リットル）
		し尿及び浄化槽汚泥処理手数料	ただし書き	0%	他市との均衡を図るため据え置き（4円／20リットル）
11	大野市公共下水道条例	排水設備指定工事店指定手数料【非課税】		100%↗	5000円→10000円 他市との均衡
12	大野市水道給水条例	指定給水装置工事事業者指定手数料【非課税】	ただし書き	0%	他市との均衡を図るため据え置き（10000円）
		設計審査手数料【非課税】	ただし書き	0%	他市との均衡を図るため据え置き（1000円）
		工事検査手数料【非課税】	ただし書き	50%↗	1000円→1500円 他市との均衡
		再開栓手数料	ただし書き	200%↗	550円→1650円 他市との均衡
		材料検査手数料【非課税】		0%	2000円で据え置き（算定結果）
		各種証明書交付手数料【非課税】		0%	300円で据え置き（算定結果）
13	大野市六呂師堆肥センター設置条例	一般廃棄物及び有機物資源処理手数料		0%	解体予定のため据え置き
14	大野市消防手数料条例	各種証明書の交付手数料【非課税】		0%	300円で据え置き（算定結果）

手数料改定案一覧

使用料等の減免制度について

1 使用料減免団体の見直し

○免除団体（100%）

公共的団体名	方向性	備考
大野市区長連合会及び各地区区長会		
大野地区保護司会		
大野市統計協会		
大野市交通指導員会		
大野市交通対策協議会		
大野交通安全協会		
大野市消費者グループ連絡協議会		
越美北線と乗合バスに乗る運動を進める会		
大野市身体障害者連合会		
大野市視覚障害者福祉協会	削除	解散
大野市聴覚障害者福祉協会		
大野市身体障害者肢体協会		
大野市中心身障害児者育成会		
和泉福祉会		
大野市社会福祉協議会及び各地区社会福祉協議会		
大野市民生委員児童委員協議会及び各単位民生委員児童委員協議会		
大野市赤十字奉仕団及び赤十字奉仕団各地区分団		
大野市老人クラブ連合会及び各地区老人クラブ団体	一部補足	「各地区老人クラブ団体」をリスト等で明確にする
大野市シルバー人材センター		
大野市遺族連合会及び各地区遺族会		
大野市母子寡婦福祉連合会		
大野福祉施設連絡協議会		
大野市婦人福祉協議会		
大野市内の私立保育所、私立幼稚園及び私立認定こども園		
大野市内の各農家組合長会	削除	JAの団体
大野市観光協会	削除	解散
観光ボランティアガイド大野		
大野家内労働協会	削除	使わない
大野男女共同参画ネットワーク及びその加盟団体	一部削除	「及びその加盟団体」を削除
大野市連合ふわわ女性の会及び各地区ふわわ女性の会	一部削除	「大野市連合ふわわ女性の会及び」を削除
福井人権擁護委員協議会大野市部会		
大野地区更生保護女性会		
大野市壮年団体連絡協議会及び各地区壮年団体連絡協議会		
みらい子育てネット大野		
大野市子ども会育成連合会及び各地区子ども会育成会		
大野市小学校体育振興連盟	削除	解散
大野市中学校体育連盟		

大野市中学校吹奏楽連盟		
大野市PTA連合会及びその加盟団体	一部変更	「及びその加盟団体」→「及び各学校のPTA」
大野市民間保育園保護者会連合会		
大野市内の私立認定こども園保護者会		
大野市立保育園保護者連合会及びその加盟団体	一部変更	「及びその加盟団体」→「及び各園の保護者会」
大野市新しいまちづくり運動推進協議会連絡会及び各地区まち・むらづくり団体	削除	
大野生活学校つくしの会	削除	必要があれば規則4条の「市長が特に必要と認める」で対応
大野市内の日本ボーイスカウト連盟加盟団	削除	利用実績なし
大野市内のガールスカウト日本連盟加盟団	削除	利用実績なし
大野市スポーツ少年団及びその加盟団体	一部補足	「加盟団体」を明確にする
みんスポクラブ		
大野市スポーツ協会及び各地区体育協会（各地区スポーツ協会）		
大野市文化協会		
大野市内の無形文化財保護団体		
大野市防火推進委員会		
大野市危険物安全協会		
大野市内の各地区団体連絡協議会加盟団体	一部補足	「加盟団体」を明確にする

○減免団体（50％）

公共的団体名	方向性	備考
大野市朝市出荷組合		
大野市内の各土地改良区		
九頭竜森林組合		
大野商工会議所		
大野青年会議所		
大野市スポーツ協会加盟団体	一部補足	「加盟団体」を明確にする
大野市文化協会加盟団体	一部補足	「加盟団体」を明確にする

2 使用料減免に関する規定の内容追加及び変更

- 市長が別に定める公共的団体がその目的（営利目的を除く。）のために施設を使用するときは、その使用料を免除することができる。→「その目的（営利目的を除く。）のため主催する事業に」に変更
- 高校生以下の者が施設を使用するときは、特に定めがない場合は、使用料を4分の1に減額する
→「市内に住所を有する又は市内に在学する高校生以下の者」に変更
- 指定管理の場合には減免規則を適用せず、指定管理者と締結する協定の中で定めるものとする旨を追加する
- ナイター使用料及び冷暖房使用料については減免の対象外とする

3 各料金の減免制度

手数料 ⇒各条例で個別の定めがある（公用、官公署からの請求、法令に規定のあるもの等）

入館料、観覧料 ⇒各条例で個別の定めがある（市の主催、児童の引率、生活保護、展示物出品等）

使用料⇒大野市公共施設使用料減免規則及び要綱で定めている

※指定管理者が管理する施設のうち「**利用料金**」として指定管理者の収入となるものは減免の対象外

「指定管理者は、市長の承認を得て定める基準により、利用料金の全部又は一部を免除することができる。」

4 今後の方向性

- 公共施設の使用料は、それぞれの施設の受益者負担割合に基づき、市民が利用しやすい金額に設定されている。施設を利用する者が等しく負担することを基本とし、減免をする団体については広く市民から理解が得られるように、また、施設間の公平性を保つために基準の明確化に努めていく。

土地・建物貸付料の見直し(案)について

(現状と対応)

土地・建物の貸付料については、これまで要領等定めたものが無く、貸し付けの際に、過去の経過やその土地や施設の状況、他の事例などを検討し、その都度決めてきている。

このため、近年の普通財産の貸し付けに関しては、土地や建物の評価額を基準に年間の貸付料を定め、貸し付けを行ってきている。

(土地の貸付料(年額): 1m^2 あたりの固定資産税評価額 $\times 2\%$ \times 貸付面積)

(建物の貸付料(年額): 1m^2 あたりの建物評価額 $\times 8\%$ \times 貸付面積/全体面積)

また、この貸付料は、他市の状況等と比較しても、比較的低い状況にある。

このため、貸付料を見直すとともに、標準的な算定基準を定め、貸付事務の適正化を図る。

(方針)

(1) 基準日以降の新たな貸し付けに関しては、本方針を元に算定する。

(2) 土地の1年間の貸付料について、下記のとおり取り扱う

① 土地が市有地の場合

貸付料(年額) = 1m^2 あたりの固定資産税評価額 $\times 3\%$ \times 貸付面積
ただし、貸付期間が1年未満となる場合については、4%とする。

② 土地が借地の場合

貸付料(年額) = 1m^2 あたりの借地料 \times 貸付面積

(3) 建物の貸付料(建物部分のみ)については、下記のとおり取り扱う。

① 建物にかかる貸付料

貸付料(年額) = 建物の 1m^2 あたりの固定資産評価額 $\times 6\%$
 \times 貸付面積 \div 建物全体の延べ床面積

ただし、貸付期間が1年未満となる場合については、8%とする。

② 土地にかかる貸付料

建物が建っている土地が市有地の場合は、①の建物貸付料に、建物建築部分の土地面積に応じ、(2)の①の例により算出した貸付料を加えた額とする。

ただし、建物が建っている土地が借地の場合は、①の建物貸付料に、(2)の①の例により算出した貸付料を加えた額とする。

(パターン別の計算式)

○土地の貸付料の計算式

① 利用期間が1年未満の場合

$$\frac{\text{当該土地の固定資産税評価額} \times \text{使用面積}}{\text{当該土地の面積}} \times \frac{4}{100}$$

② 利用期間が1年以上の場合

$$\frac{\text{当該土地の固定資産税評価額} \times \text{使用面積}}{\text{当該土地の面積}} \times \frac{3}{100}$$

○建物の貸付料の計算式

① 利用期間が1年未満の場合

ア 建物敷地が市有地の場合

$$\frac{\text{当該建物の固定資産税評価額} \times \text{使用面積}}{\text{当該建物の延べ面積}} \times \frac{8}{100} +$$

$$\frac{\text{当該土地の固定資産税評価額} \times \text{当該建物の建て面積}}{\text{当該土地の面積}} \times \frac{\text{当該建物の使用面積}}{\text{当該建物の延べ面積}} \times \frac{4}{100}$$

イ 当該敷地が借地の場合

$$\frac{\text{当該建物の固定資産税評価額} \times \text{使用面積}}{\text{当該建物の延べ面積}} \times \frac{8}{100} +$$

$$\frac{\text{当該土地の借地料の年額} \times \text{当該建物の建て面積}}{\text{当該土地の面積}} \times \frac{\text{当該建物の使用面積}}{\text{当該建物の延べ面積}}$$

② 利用期間が1年以上の場合

ア 建物敷地が市有地の場合

$$\frac{\text{当該建物の固定資産税評価額} \times \text{使用面積}}{\text{当該建物の延べ面積}} \times \frac{6}{100} +$$

$$\frac{\text{当該土地の固定資産税評価額} \times \text{当該建物の建て面積}}{\text{当該土地の面積}} \times \frac{\text{当該建物の使用面積}}{\text{当該建物の延べ面積}} \times \frac{3}{100}$$

イ 当該敷地が借地の場合

$$\frac{\text{当該建物の固定資産税評価額} \times \text{使用面積}}{\text{当該建物の延べ面積}} \times \frac{6}{100} +$$

$$\frac{\text{当該土地の借地料の年額} \times \text{当該建物の建て面積}}{\text{当該土地の面積}} \times \frac{\text{当該建物の使用面積}}{\text{当該建物の延べ面積}}$$

※建物貸付料の計算式は、貸付建物部分のみのものであり、敷地も利用する場合は、敷地の部分の貸付料も計算する。